

座談会

辺野古訴訟とは何だったのか

はじめに：本多滝夫（龍谷大学教授）
 コーディネーター：紙野健二（名古屋大学名誉教授）
 基調報告者：榊原秀訓（南山大学教授）
 ：徳田博人（琉球大学教授）
 ：山田健吾（専修大学教授）

はじめに

地方分権研究会責任者

本多 滝夫（龍谷大学教授）

沖縄県が当事者となった辺野古訴訟が、2025年1月にすべて終結しました。座談会では、10年に及ぶ辺野古訴訟が日本の地方自治に与えた影響を省みます。

辺野古訴訟とは、辺野古埋立工事をめぐって沖縄県と国との間で争われた一連の訴訟です。辺野古埋立工事は、沖縄県宜野湾市の真ん中にあるアメリカ海兵隊の普天間飛行場の運用停止・返還の見返りに、同県名護市辺野古地区に新基地を建設するために行われている工事です。

「世界一危険な飛行場」と呼ばれる普天間飛行場の運用停止・返還は沖縄県民の切なる要望ですが、新基地の県内建設は沖縄に集中する米軍基地の負担軽減を求める県民の意思に反するものです。しかし、県庁内に辺野古埋立工事が公有水面埋立法の要件に合致しないとの意見があったにもかかわらず、仲井眞弘多知事（当時）は、2013年12月に、普天間飛行場の5年以内の運用停止と早期返還、オスプレイの県外配備などの要望を日本政府が了解したことを理由に埋立ての承認をしまいました。これに対して、県民は、翌年（2014年）の知事選挙において、民意に反した仲井眞候補ではなく、埋立承認の見直しを公約とする翁長雄志候補を選びました。翁長知事は、2015年10月に埋立工事は公有水面埋立法が定める承認の要件に合致しないとして埋立ての承認を取り消しました。しかし、新基地建設に執着する日本政府は沖縄県に対し、地方自治法に定める「関与」の手段

を使って承認取消しを取り消そうとしました。これに対して、沖縄県は、誇りある自治を守るために日本政府と係争状態に入りました。ここに約10年にわたる辺野古訴訟の幕が切って落とされたのです。

後掲の「辺野古訴訟一覧表」にある通り、辺野古訴訟には、翁長知事（当時）が行った埋立承認の取消しをめぐる一連の訴訟（①～④）、急逝した翁長知事に代わって謝花喜一郎副知事（当時）が行った埋立承認の撤回をめぐる一連の訴訟（⑥～⑧）と玉城デニー知事（現職）が行った埋立変更不承認をめぐる一連の訴訟（⑩～⑫、⑭）、そして、埋立工事に付随して行われる岩礁破碎を差し止めるための訴訟（⑤）とサンゴ特別採捕許可の許否をめぐる一連の訴訟（⑨、⑬）といった5種類の訴訟があります。

埋立承認取消しをめぐる訴訟の背景は先に説明しました。埋立承認の撤回をめぐる訴訟と埋立変更承認をめぐる訴訟、そしてサンゴ特別採捕許可の許否に関する訴訟（⑨）は、埋立ての承認がなされた後、埋立予定水域の大浦湾側の海底が軟弱地盤であることが「判明」したことを契機としています。沖縄県は、埋立工事の続行ないし完遂が困難で、普天間飛行場の早期の使用停止につながることを理由に、サンゴの移植の許可を留保したり、埋立承認を撤回したり、さらには埋立工事の変更を求める日本政府の申請を不承認としたりしました。しかし、新基地建設に拘泥する日本政府は、沖縄県の措置を悉く覆すためにここでも「関与」の手段を使い、これに対し沖縄県は訴訟でもって対抗しました。

辺野古訴訟は、和解で終結した訴訟（①～③）

を除き沖縄県の敗訴に終わりましたが、10年に及んだ訴訟は日本の地方自治にこれまでにない重大な課題を突き付けました。

地方分権研究会は、辺野古訴訟で沖縄県の弁論構築の支援してきた辺野古訴訟支援研究会と連携して、訴訟の節目ごとに上記課題の理論的な整理

を行ってきました。

この座談会は、当研究会の理論的な成果を組合員にわかりやすく伝えるとともに、日本の地方自治を発展させるうえで今後探究すべき課題を提示するために企画されました。

辺野古訴訟一覧表

2025年1月17日現在

	訴訟名 (訴訟対象)	提訴日 (提訴者)	確定判決の結果	詳細
①	代執行訴訟 (知事に対する承認取消しの取消し)	2015.11.17 (国交大臣)	取り下げ (和解)	1 審：高裁 ※ 和解 (2016.3.4) により国取り下げ
②	抗告訴訟 (国交大臣の執行停止)	2015.12.25 (沖縄県)	取り下げ (和解)	1 審：地裁 ※ 和解 (2016.3.4) により沖防局が審査請求を取り下げたため県取り下げ
③	関与取消訴訟 (国交大臣の執行停止)	2016.2.1 (沖縄県知事)	取り下げ (和解)	1 審：高裁 ※ 和解 (2016.3.4) により県取り下げ
④	不作為違法確認訴訟 (国交大臣の是正の指示)	2016.7.22 (国交大臣)	敗訴	高裁：(国の) 請求認容 (2016.9.16) 最高裁：(県の) 上告棄却 (2016.12.20)
⑤	岩礁破碎差止訴訟 (沖防局の岩礁破碎工事)	2017.7.24 (沖縄県)	敗訴 (本案不審理)	地裁：訴え却下 (2018.3.13) 高裁：控訴棄却 (2018.12.5) ※ 上告受理申立てを県取り下げ (2019.3.29)
⑥	関与取消訴訟 (国交大臣の執行停止)	2019.3.22 (沖縄県知事)	取り下げ	1 審：高裁 ※ 係属中に取消裁決 (2019.4.5) がされたため県取り下げ
⑦	関与取消訴訟 (国交大臣の取消裁決)	2019.7.17 (沖縄県知事)	敗訴 (本案不審理)	高裁：訴え却下 (2019.10.23) 最高裁：上告棄却 (2020.3.26)
⑧	抗告訴訟 (国交大臣の取消裁決)	2019.8.7 (沖縄県)	敗訴 (本案不審理)	地裁：訴え却下 (2020.11.27) 高裁：控訴棄却 (2021.12.15) 最高裁：上告棄却 (2022.12.8)
⑨	【サンゴ特別採捕許可】 関与取消訴訟 (農水大臣の是正の指示)	2020.7.22 (沖縄県知事)	敗訴	高裁：請求棄却 (2021.2.3) 最高裁：上告棄却 (2021.7.6) ※ 2名の反対意見
⑩	関与取消訴訟 (国交大臣の取消裁決)	2022.8.12 (沖縄県知事)	敗訴 (本案不審理)	高裁：訴え却下 (2023.3.16) 最高裁：不受理決定 (2023.8.24)
⑪	関与取消訴訟 (国交大臣の是正の指示)	2022.8.24 (沖縄県知事)	敗訴	高裁：請求棄却 (2023.3.16) ※ 変更不承認処分 of 適法性を審査 最高裁：上告棄却 (2023.9.4) ※ 取消裁決の拘束力を理由に変更不承認処分 of 適法性を審査せず
⑫	抗告訴訟 (国交大臣の取消裁決)	2022.9.30 (沖縄県)	敗訴 (本案不審理)	地裁：却下判決 (2023.11.15) 高裁：請求棄却 (2024.9.2) 最高裁：不受理決定 (2025.1.16)
⑬	【サンゴ特別採捕許可】 関与取消訴訟 (農水大臣の是正の指示)	2023.8.17 (沖縄県知事)	敗訴	高裁：請求棄却 (2024.2.15) 最高裁：不受理決定 (2024.4.25)
⑭	代執行訴訟 (知事に対する変更承認命令)	2023.10.5 (国交大臣)	敗訴	高裁：承認命令 (2023.12.20) 最高裁：不受理決定 (2024.2.29)

- ①～④：翁長前知事の行った埋立承認取消し (2015.10.13) をめぐる訴訟
- ⑥～⑧：謝花副知事の行った埋立承認取消し [撤回] (2018.8.31) をめぐる訴訟
- ⑩～⑭ (⑬を除く)：玉城知事の行った変更不承認処分 (2021.11.25) をめぐる訴訟

※ 沖縄県公式ホームページ「辺野古新基地建設問題の争訟」に資料としてリンクされている「これまでの訴訟一覧 (令和7年1月17日現在)」*を参考にして本多滝夫が作成した。
* https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/449/20250117soshouitiran.pdf

コーディネーター：紙野健二（名古屋大学名誉教授）——今回の座談会の目的は、地方自治の観点から、沖縄辺野古のたたかいを振り返って、その成果と到達点を確認し、今後の理論的あるいは解釈論的な課題を提起することです。本日ご出席は、自治労連地方自治問題



研究機構に設けられた地方分権研究会のメンバーで、訴訟では、沖縄県や弁護士と連携して、それぞれ大きな役割を担ってこられました。

訴訟の中で争われたのは、直接的には埋立承認の取消しの適法性、撤回の適法性、そして不承認の適法性でしたが、抽象的にいうと埋立の承認をめぐる国と県との法関係における対等性であり、

その基礎にあるのが沖縄の自治でした。それは各訴訟において、第一に、裁判所の審査対象、第二に沖縄防衛局長の審査請求資格、そして第三に取消裁決の拘束力の法技術的構成をもってあらわれます。まず皆さん方から事例（辺野古訴訟一覧表参照）の紹介と論点の解説をいただき。最後に地方自治の裁判的保護について一緒に考えていきましょう。

はじめに、埋立工事の違法性の問題です。ご承知のように基地を海上に作るには埋立てが必要であり、埋立主体が誰であれ県の承認が必要とされています。辺野古の場合、国が事業者で沖縄防衛局長が知事に承認を申請します。県外移設を公約にしていた仲井眞知事がこれを承認したところから、この長い訴訟が始まりました。それでは、榊原さんからお話しいたします。

裁判所の審査の問題について

榊原秀訓（南山大学教授）——私が担当しますのは裁判所の審査についてです。公有水面埋立法に基づいて県が承認する際に、知事には何がベストかを判断する裁量というものが与えられています。その後、承認をめぐる裁判では、裁判所が、実質的にその判断が妥当であったかどうかを審査します。私はこういった点に関わります3つの事件の判決を取り上げます。なお、第2の事件と第3の事件の間に、埋立承認の撤回をめぐる事件（辺野古訴訟一覧表⑥～⑧）がありますが、この事件の判決については、後に徳田さんが解説します。



者機関を作り、見直しを行っています。その結論では、どうも仲井眞知事の承認の際の審査があまりにも杜撰であったということで、翁長知事が埋立承認の職権取消しを行いました。この取消しが法的紛争になったわけです。

埋立承認が職権で取り消されたままだと、承認がなく埋立てができません。これに対して、国の方からは是正の指示がなされました。沖縄県は当然ながらその指示に不満を持ちますので、国地方係争処理委員会に審査の申出をしたわけです。そして、この委員会は、国と沖縄県が真摯に協議することを求めました。しかし、沖縄県がそれに従って国に協議を求めたところ、国は協議に応じず、それどころか是正の指示に従った処分がなされていないということを理由に、国の側から不作為の違法確認訴訟（辺野古訴訟一覧表④）が起こされることになりました。

最高裁は、職権取消しは元の処分に瑕疵があることを原因とするからということで、仲井眞知事の埋立承認に焦点を当てて、その処分が違法・不当かということ審査しました。最高裁は、まず、公有水面埋立法の「国土利用上適正かつ合理的な

埋立承認の職権取消事件

最初は、埋立承認の職権取消しに関わる事件です。2013年に当時の安倍晋三首相との会談の後に、仲井眞知事が埋立ての承認をしました。これが公約違反として知事に当選した翁長雄志知事が第三

34

ルコト」(公水法4条1項1号)という要件に照らして、仲井眞知事による埋立承認は「適合するという判断に瑕疵があるとは言いがたい」、つまり適合しないとは言えないと判断したわけです。次に「ソノ埋立ガ環境保全及ビ災害防止ニツキ十分配慮セラレタルモノナルコト」(公水法4条1項2号)という要件についても「特段不合理な点があることはうかがわれない」として、要するに問題なし、としました。そして、「不作為の違法確認」についても、最高裁は(国地方係争処理委員会が国と沖縄県とに真摯な協議を求めたことは)形式的には勧告だということで協議に応じるよう義務付けているわけではないと判断し、不作為の違法確認を認めてしまいました。

しかし、まず、適法性審査の対象が仲井眞知事の埋立承認処分に向けられ、翁長知事の承認取消処分が重視されていないことは、審査のあり方として適当ではなく、承認処分の違法性・不当性を否定するのは裁判所の審査密度が低いからと考えられます。また、国の関与を限定するために、是正の指示や不作為の違法確認訴訟の要件の解釈について、地方自治を尊重した解釈が必要ですが、そのようなことは意識されていないという問題もあります。研究者の評釈の多くも、これらの点について批判的な意見を述べています。

サンゴ類の移植許可をめぐる事件

次に第二の事件にいきます。サンゴ類の移植許可をめぐる事件です。辺野古訴訟一覧表⑨の最高裁判決になります。

これは、国が県に対して求めた辺野古のサンゴ移植の許可申請をめぐる争われた事件でした。辺野古の基地建設予定地のうち大浦湾側の海底が軟弱地盤だとわかった後もなお、国はそれ以外のところの埋立工事を進めるためにサンゴの移植をしたいと県に対して許可申請を行いました。しかし、軟弱地盤の工事をするためには、埋立工事変更の承認が必要であるのに、その変更申請すらなされていなかったため、玉城知事は埋立事業の目的が達成される見込みがあると認めず、サンゴの移植の必要性も判断できないと考え、許可をしないで行いました。この事件では、こうした許可申請

に対する不作為に対して大臣がした是正の指示が争われたわけです。

最高裁第三小法廷では、「何を考慮すべきか」という考え方の違いによって、3対2に分かれました。国を支持する側が3人、「沖縄県の主張がもっともだ」という側が2人になります。多数意見の方は、「変更承認を受けていない段階であっても、当該変更に関する部分に含まれない」、つまり軟弱地盤と関係ない「範囲の工事については、特段の事情がない限り、当初の願書に記載された設計の概要に基づき適法に実施し得る地位を有すると解される」というものでした。このように「国はもう承認をもらったのだから、それに基づいて行うことができるはずである」という立場です。したがって、玉城知事の判断は「社会通念に照らして著しく妥当性を欠いたもの」とであると述べます。

一方、少数意見の側の裁判官(宇賀克也裁判官)の判断は、「変更申請が不承認になった場合、本件各申請に係るサンゴ類の生息箇所のみならずの工事は無意味になる」と述べています。基地を作っている際に軟弱地盤があって、その工事ができなくなれば移す意味がない、工事がもう進まないわけです。また、「護岸工事という特定の工事のみに着目して」申請の是非を判断すれば、これは注目されたフレーズですが、『『木を見て森を見ず』の弊に陥り、特別採捕許可の制度が設けられた趣旨に反する』』ということを行いました。つまり、辺野古全体が工事でできないにもかかわらず特定の箇所の工事だけができるということは、「木を見て森を見ず」だと批判をしました。研究者の評釈では、一般的に多数意見に批判的で、宇賀裁判官などの反対意見に好意的な姿勢を示しているという状況です。

埋立変更不承認の高裁判決

最後に第三の事件の判決は、埋立変更不承認の審査を行った福岡高裁判決(辺野古訴訟一覧表⑩)です。先ほども触れましたが、そのままでは工事が軟弱地盤のところでは進みませんので、変更の申請をするわけです。これに対して県は不承認としました。この審査について、実は最高裁の方は

実質的な判断を行っていないのですが、福岡高裁は、実質的判断を行いました。

この判決において最大のポイントは、公益社団法人日本港湾協会という団体が出した『港湾の施設の技術上の基準・同解説』（港湾基準・同解説）です。

この判決は、知事の審査において、省令に基づいて定められた「基準告示」の規律を具体化した「港湾基準・同解説の記述する性能照査の手法等を超えてより厳格な判断を行うこと」は、「特段の事情がない限り」、「考慮すべきでない事項を過剰に考慮したものとして、裁量権の範囲の逸脱または濫用に当たる」として、同じようなフレーズを繰り返し、沖縄県知事による裁量権の行使はおかしいということを言っています。そして、福岡高裁は港湾基準・同解説が重要で、「それに厳格に従え」、「それ以上のことを求めるな」ということを言っていることになりまますから、それをどう評価するかが重要になります。

しかし、この港湾基準・同解説は、そもそも知事が定めた公有水面埋立法の審査基準ではありません。また、変更承認の事案というのはいろいろあるわけです。告示基準は抽象度が非常に高い内容で、港湾基準・同解説も特定の数値に従うことを求めるものではなく、一定の幅を持って、そのなかで選択ができるはずのものです。

本件変更承認申請の場合、変更の程度は相当に大きく、従来の工事と比べて時間も費用も大幅に増え、影響の度合いは極めて大きく、本当に完成するかどうかもわかりません。変更承認後の埋立工事の規模・深さは、過去に実例がありません。他方、港湾基準・同解説は過去の経験に照らして作られているわけで、本件変更承認申請もそこに定められた最低の基準に従わなければならないというのは、極めておかしなことです。これを超えることをより厳格な判断と言って、特段の事情がないというのは、事実と反していると思われます。

そして、裁判所は一番最初に仲井眞知事が行った埋立承認を最大限尊重して、それを覆すようなものを認めない、と沖縄県の主張をことごとく否定をしています。それは軟弱地盤の存在が明らかになって、工事変更によって時間や費用が大きく

変更することが必要だということが分かってからも同様です。論点を極めて限定することによって、「木を見て森を見ない」ものとして、全体の動向、変化に目をつぶっているという事態になっています。

評釈を見てみますと、やはり沖縄県の主張が訴訟で全く認められないってのはおかしいという見解です。これを踏まえると、沖縄県の主張が訴訟において全く認められないことは、県の言っていることが間違っていることではなく、むしろ裁判所の国の対応に対する審査に問題があるのではないかと、極めて消極的なものになっているのではないかと、このように思います。

裁判所が尊重すべきはどちらの知事の判断か

紙野健二——今のご報告の趣旨の確認も兼ねてということになりますが、まず、一つ目です。

仲井眞知事の承認を取り消す際、翁長知事はきわめて丁寧かつ慎重にそれを検証したうえでこれを取り消しました。その理由はまことに説得的だったと思いますが、県の承認の取消しに対してこれを取り消す大臣の指示がなされ、これに対する不作為が国によって違法視されてその確認を求める訴訟になります。その中で県の取消しの適否が問題になるのですが、最高裁は何とそれに一瞥もせず、仲井眞知事の承認の適法から不作為の違法を導きました。

榊原さんの整理のように、翁長県知事が職権取消しをして国が是正の指示を出し、これに対して国が不作為の違法確認訴訟を起こすのです。ここが裁判所にとって、重大な岐路であったように思います。当時の国地方係争処理委員会の決定を受けて、期間を限定してでも再度国と県に対し協議を求めるべきでした。しかしそれもできず、かといっていくら何でも翁長知事の職権取消しを違法とは言いにくいので仲井眞知事の承認を追認してしまう。最悪の選択でした。これが講学上の職権取消しと脈絡を異にする事例であることは、誰でもわかることです。まさに、理屈抜きの国を勝たせる判決でした。

榊原秀訓——翁長知事は、はじめの承認が杜撰なのできちんと見直そうと、専門家を入れて、承認のあり方をきちんとチェックし直しました。むしろ仲井眞知事のはじめの承認が杜撰で、翁長知事が行った権限の行使が適正だったと思います。

だから、本当に権限の行使が適正かをチェックするためには、後から行った承認取消しという権限の行使が極めて重要です。しかし、最高裁は、はじめの埋立承認について違法性・不当性がなければそのまま埋立承認を維持するということを行っているように見えます。また、仮に埋立承認が違法ではないにしても、不当である可能性は少なくありません。不当について、最高裁は審査できるとしていますが、実際には審査をしているのか疑わしいものとなっています。

さらに、国地方係争処理委員会の協議をせよという勧告をどう評価するかという点も重要です。国地方係争処理委員会の判断が出た当時の段階と現在の段階では、評価が変わっている部分があるのではないかと思います。判断が出された当時においては、国地方係争処理委員会は結論を出さず、中途半端に判断を避けたという印象を受けました。しかし、現在において考えてみると簡単に国を勝たせるのではなく、ちゃんとやるべきことを検討すべきというか、交渉の余地があるというか、そういったことを述べたものと評価できるかと思っています。

裁判所が埋立承認を適法と認めたことの影響

紙野健二——次に、二つ目のサンゴの移植の許可です。宇賀裁判官の説示については榊原さんのご指摘の通りと思います。これに対する多数意見に与した裁判官の見解を聞きたいものです。最後の三つ目の問題です。2023年9月4日に下された変更不承認についての最高裁判決（辺野古訴訟一覧表⑩）は、結論においてその半年前の福岡高裁判決（辺野古訴訟一覧表⑨）を是認しましたが、ここでも変更不承認についての県の実質的な判断の審査を放棄した点で大きな問題をはらんでいるのですが、この司法判断がまかり通ってきたわけ

榊原秀訓——二つ目と三つ目の点について、どういったポイントがあるのか考えてみますと、二つ目の判決でも三つ目の判決でも、仲井眞知事が行った埋立承認に凄く重きを置いています。新しい翁長知事・玉城知事が判断を変えていくことをしているのですが、はじめの承認をしたということが最大限重視されるという、こういった特徴があるのかなと思います。

次には、特に環境保全に関わる分野、あるいは災害の一部・災害防止もそうかもしれませんが、基準あるいは基準らしきもの、それに焦点を当ててギリギリでも満たしていればそれ以上のことを要求してはいけない、こういうことを言っているようです。

本来、裁量基準、審査基準というのはそういう性格のものではありません。もしそうであれば、それがまさに法律であるとか、法規命令として政令・省令と同じような役割を持つてしまうので、それは考え方としておかしいと思います。

だから、裁判所の審査の仕方が、何か国を勝たせる方向で、沖縄の自治を認めない方向でなされているのではないか感じました。

翁長知事の職権取消しは住民自治の発現ではないか

徳田博人（琉球大学教授）——沖縄の民意は、繰り返し、辺野古新基地建設に反対し、普天間基地の早期閉鎖・返還を求めてきました。仲井眞知事は、2010年11月、県外移設を公約に掲げて再選されましたが、その公約を破りすて、埋立てを承認したことで、2014年11月の知事選で落選しました。翁長雄志氏が辺野古に新基地建設を作らせないことを公約にして、仲井眞候補に大差をつけて当選したのです。また、翁長知事は、仲井眞前知事の埋立承認過程や環境アセス過程の不透明さを問題にし、専門家から構成された第三者委員会を設置して検証作業を行い、その答申を受けて埋立承認の職権取消しをしたのです。翁長知事による埋立承認取消しは、住民の民意を踏まえ、かつ、法的科学的検証を経て行われたものであり、沖縄県の自治体ガバナンスは十分に機能していました。

自治体のなかで民主的ガバナンスが機能してい

る場合、国の行政関与は抑制的であるべきであり、地方自治法はこの点を関与の原則として確認をしています。しかし、国は埋立承認の職権取消しの取消しを求める介入を積極的に行いました。

その後も、沖縄県民は、2019年2月24日、県民投票により辺野古新基地建設反対の意思を明らかにしてきましたが、沖縄防衛局など、国は、民意を無視して埋立工事を強行し続けました。

このような状況に対して、裁判所は、国の関与の適法性を審査するに当たり、民意、つまり住民自治に基づく自治体ガバナンスを重視した審査をしてこなかったのではないのでしょうか。この点について、榊原さんのお考えを教えてくださいませんか。

榊原秀訓——公有水面埋立法における埋立承認においては、都道府県知事に広い裁量を認めています。すなわち、何が最も良いのか、ベストなのかということ、知事が判断することができることになるわけです。しかし、その場合でも、恣意的な運用であれば問題があるので、それをチェックすることが必要になります。徳田さんが述べるように、専門的な機関を設置して、専門的な判断によって運用をする、そのためには、事実

を確認することが当然の前提になります。

また、民意を反映した判断をするといったことも重要です。仲井眞知事の判断を見直した翁長知事・玉城知事の判断は、このような方向での見直しを行ったものと考えられ、そういった判断を裁判所は地方自治の観点から尊重することが必要です。そうでないと、むやみに裁判所が地方自治に介入することになってしまいます。また、先に触れた国地方係争処理委員会の協議を求める勧告について、裁判所は、拘束力がないことを理由にまったく重視しておらず、地方自治の尊重のために設置した制度すら簡単に無視しているわけです。結局、裁判所には、地方自治や地方分権の理念・趣旨が十分浸透していないように思われます。

紙野健二——それでは、先に進みます。承認の取消しであれ撤回であれ、県が承認の効力を事後に否定すると国は工事ができなくなります。承認取消しの時は、国交大臣がその取消しを取り消せという指示をし、これに従わない知事の不作為が違法であることの確定を裁判所に求め、これが奏功するのです。これに対して、徳田さん、撤回の時にはどうだったのでしょうか。

沖縄防衛局長の審査請求資格について

徳田博人（琉球大学教授）——埋立承認の職権取消しの後に、最高裁判決が2016年にあったのですが、その後、軟弱地盤が問題になった際に、沖縄県は埋立承認の撤回をします。

それ以降の特徴は、行政機関である沖縄防衛局が同じ行政機関である国土交通大臣に審査請求をして、その国土交通大臣がその審査請求を受け入れて、沖縄県の撤回処分やあるいはその後の変更不承認処分の取消裁決をしてしまう。そういう国の機関が国の行政機関に対して不服申立てをして、それを第三者性のない、あるいは公正な形

でない行政機関である審査庁が取消裁決をしてしまうという、いわば身内の中で紛争解決をしてしまうようなことが起きていました。

この裁決をめぐる沖縄県は関与訴訟（辺野古訴訟一覧表⑦）と抗告訴訟（辺野古訴訟一覧表⑧）を提起するのですが、裁判所はいずれも訴訟適格性がないということで、それを認めないことになりました。

この点について、以上のような問題があるのですけども、沖縄防衛局は、「埋立ての撤回を取り消してくれ」とか、「変更承認を認めてくれとか」、そのように考えているのであれば、行政事件訴訟法を使って取消訴訟と同時に義務付け訴訟をすればよかったと思っているのですが、本来、民間事業者に対する埋立免許の場合にはそういった手続



をするというのが真っ当なのですが、そういうことを沖縄防衛局は何もせず、何ら動いてない段階で、変更不承認の場合には国土交通大臣が取消裁決をしたのちに是正の指示までしてしまう。そういった形で、沖縄防衛局がいわば私人として動いているにも関わらず、通常の私人の世界では見られないようなことが辺野古で起きてしまい、問題があるということです。

この点で、「何人も自己の事件において裁判官たりえない。」ということが法律の世界の常識なのですが、埋立承認の撤回や変更不承認をめぐる沖縄防衛局が審査請求人になり、国土交通大臣が審査庁になるといった、常識に反することがまかり通っており、いろんな常識的なことが覆されるようなことが定められる、そういう特徴があると思っています。

国の機関が行政不服審査制度を利用してよいのか

紙野健二——そもそも、沖縄防衛局長という国の機関に、行政不服審査法で私人にあるとされる審査請求資格があるのかという問題で、私人になりすましというのはそういう意味です。辺野古移設は閣議決定で決めており、その法的拘束力論はともかく、その点をどう考えるかということは、初歩的な問題でありながら大きな問題であったと思います。こういう事態を知って地方自治体の職員の方々はどういうふうに反応したか、もし徳田さんをご存知であれば教えてください。

徳田博人——多分驚いたと思います。普通そういうことはしないと思っているので、本当に実体的な審理を回避したいという気持ちから、裁判所で公正な審理を回避する理屈をいくつも考えた結果、この手段を取ったのだらうと思っています。

紙野健二——実務的にもありえない驚くべき解釈です。言及した文献も皆無です。これに関連して、私はセントレア（中部国際）空港の事例を少し調べてみました。セントレア空港の追加工事の事業者は国交省の中部整備局です。中部整備局長が承認の申請をし、愛知県知事が承認をすると

いう手筈になっています。中部整備局長にももしも不服があれば、国交大臣に審査請求をすることになります。これが国の公正の観念なのです。

国が審査請求できるか否かの規定を法律が置いていないのは、想定外だからです。徳田さんも指摘したイギリスの自然的正義の法諺を想起するまでもなく、不適法な審査請求であり裁決は無効というべきです。こんなものは法学入門程度の問題であり、裁判官の資質を疑います。なぜそこまでするのか、それは関与取消訴訟でわかります。裁決の関与性を否定するのは容易ですからね。そこでつながってくるのです。

榊原秀訓——今の問題は入門よりも応用なのかなという気も正直しますが、解釈の枠の範囲内なのか、それを超えるようなものかという結構難しい論点は孕むかなと思います。

関連して私が質問したいのは、審査請求になると、行政不服審査会（第三者機関）が多くの場合はそこで一応公正性を担保するという点になっているのではないかという点です。しかし、辺野古の問題では全く行政不服審査会を使っていません。

一般的に、審査請求を全面的に認める場合には、行政不服審査会への諮問がなくてよいことになるとは思いますが、国と自治体との争いの場合にも、行政不服審査会の利用を全く認めなくて良いのか、あるいは、国と自治体との争いの場合には、第三者機関である行政不服審査会の審査を経なければいけないと考えるのか、仮に審査請求ができるとした場合、このようなもう一段階の論点があるのかと思いますが、徳田さんはどのようにお考えですか。

徳田博人——結論から先に言えば、国と自治体との争いの場合には、第三者性が確保されている行政不服審査会の審査を経なければならないと考えます。このように考える理由を述べます。

行審法では、審理員意見書や審査庁が審査請求を全面的に認める場合には、行政不服審査会への諮問は、しても、しなくともよい。これは、国民が審査請求をする場合で、審査請求をした国民と

自治体（や国）との争いのケースを念頭においたものです。これに対して、仮に、国の機関が審査請求をすることができるかとする、この場合には、審査請求をした国（の機関）と自治体との争いですが、この場合には、裁決（審査）庁も国の機関である主務大臣ですから、第三者性がなく、公正性が疑われます。

2016年に、行政不服審査法が大幅に改正され、目的規定に「公正な手続」が追加されて、その担保のための制度改正も行われました。行政不服審査会制度もその一つです。制度導入の趣旨は、独立した第三者の立場として、審理員及び審査庁が行った手続の適正性をチェックし、判断の妥当性を検証することにあります。

国と自治体の争いの場合には、公正の観点から審査庁の審査（審理員を含む）だけでは疑念が生じるわけですから、従いまして、行政不服審査法の目的規定の改正の趣旨からしても、行政不服審査会の審査を経なければならないという結論に至ったわけです。

紙野健二——沖縄県と国が地方自治法上で対峙しているときに、国が行政不服審査法の私人の地位を僭称して利用してくる脈絡に加えて、沖縄県は地域の利益が害されることを理由に抗告訴訟をも提起しますが、原告適格がないとされます。とくに深く検討した形跡もありません。これは行政事件訴訟上の訴訟です。地方自治法上の紛争において、国には事業者として争う資格を与え、県にはこれを否定するという解釈とその理由づけをよくみておきましょう。そのことは、裁決を審査するか否かという問題にもいえるのです。国は強引で恣意的な解釈論をつみ重ねてきましたが、裁判所はその帰結を容認しこれを傍観するばかりです。そもそも沖縄辺野古の問題はノータッチという前提があるのでしょうか。それを正当化する理屈など探すまでもありません。

さて、軟弱地盤の存在が判明してあらたに埋立変更承認の申請がなされますが、沖縄県知事はこれを不承認として新たな段階に突入します。山田さんから発言をお願いします。

取消裁決の拘束力について

山田健吾（専修大学教授）——取消裁決の拘束力についてお話しします。



これまでの議論でも明らかになってきましたが、国はできるだけ早く辺野古新基地建設を完成させたいので、法制度関係の形式的な整合性さえとれていればよいとして、思いつくままに様々な主張を展開してきました。審査請求の問題もそうなのです。

沖縄県はそれに対して、その都度、対応を求められることになり大変複雑になりました。

取消裁決の拘束力の問題もそのような構造のなかで出てきた問題ということになります。

本来であればこの埋立変更の不承認処分がなされた後、国が辺野古新基地建設を急ぎたいのであれば、変更不承認処分後に是正の指示をして、沖

縄県がその指示に従わないのであれば、代執行等の手続に進めばよかったです。そこで、代執行等の手続に進むだけの緊急性がないのであれば、承認処分の義務付け訴訟を提起すればよかったですのではないかと考えています。

しかし、そうしないで、行政不服審査制度を利用したのはなぜなのかということをもっと考えなければいけません。そのことはさておき、行政不服審査制度を利用して、沖縄防衛局が埋立変更不承認処分に対して審査請求をし、国土交通大臣がこれを認容する取消裁決をし、その後、沖縄県に対して、変更承認申請を承認するように是正の指示をします。

国地方係争処理委員会では是正の指示の先決問題となる取消裁決の適法性がまさに争点となるのですが、国はこの係争の審理において、取消裁決の拘束力によって、沖縄県が埋立変更不承認処分を根拠とした不承認事由をその係争の審理において主張することは失当だと主張します。

係争委は国の主張をほぼそのまま取り入れて、取消裁決は違法だとはしなかったわけです。沖縄県は福岡高裁に是正の指示の取り消しを求める訴えを提起しました（辺野古訴訟一覧表⑩）。この是正の指示の取消訴訟においても、国側は、同じように、国土交通大臣の取消裁決の拘束力を用いて、沖縄県知事が変更不承認処分の根拠とした不承認事由をその是正の指示の取消訴訟の審理において主張することは失当だと主張しました。

福岡高裁は、このような取消裁決の拘束力を理由とする主張制限については、行政不服審査法と自治法上の是正の指示との制度や法律関係の違いを「適切に考慮せず、行審法が定める審査請求手続における裁決の拘束力の採用を拡張し、地方自治法により認められた関与取消訴訟の制度において司法審査を受ける普通地方公共団体の手続上の利益を害するもの」だと言って、国側の拘束力を根拠とする主張制限を退けて、変更不承認処分の司法審査に入りました。

その司法審査には、様々な問題点もありますが、ともかく拘束力の作用をその意味するところを超えて拡張していくことに歯止めをかけたことは、学界においても肯定的な評価がされていると思います。

ところが、福岡高裁は是正の指示について適法としたので、沖縄県は上告しますが、その半年後の2023年9月4日に判決を下した最高裁は、福岡高裁が主張制限の不当性を明らかにしたことについては一切触れることなく、是正の指示は適法だという、原審（福岡高裁）の結論だけを是認しました。

そこで「原審の判断は結論において是認できる」とした理由ですけれども、それはほぼ国側が言っている主張制限を言い換えただけです。知事は取消裁決以降に認容裁決の趣旨に従って改めて措置を執ることがなかったわけですが、最高裁は、取消訴訟の審理において「本件変更申請が本件各規定の要件に適合しないなどとした上告人の判断は適法であるから、本件指示は違法であるなどと主張している」ことが、沖縄知事が変更不承認処分と同一の理由に基づいて、あらためて不承認処分をしたとみなされるとして、このことは取消裁決

の拘束力と抵触するとします。

最高裁は、福岡高裁指摘の問題点については一切考慮することなく、国側の主張通りに拘束力の作用を認めて、是正の指示は適法だというふうに結論付けたということになります。

これについて学界の中には、「本件取消裁決が最終的なものとなり、関与が形骸化するのではないか」という指摘がある一方で、法の仕組み上、最高裁の論理はやむを得ないといった評価をする学説もあります。

裁判所における実体審査の拒否

紙野健二——注意すべきは、地方自治法では国の是正の指示があっても、これに仮の効力を認めていませんので、翁長知事の承認取消しの時は、指示に従わないという不作為の違法を裁判所に確認してもらう必要があったことです。次に、謝花副知事の承認撤回の時には、国交大臣は撤回を違法として裁決で取り消すのですが、取消裁決は仮の効力をもつにすぎないはずです。これを否定するには、沖縄県は取消裁決の取消訴訟を提起するしかない。しかし、沖縄県が取消裁決を取り消すための裁判を提起することは許されないとする判決が出るだろうと予想して、そして、さきほど徳田さんも言及しましたが、そのような判決が実際にでたことから（辺野古訴訟一覧表⑦⑧）、国は行審法の仕組みを活用しつくすわけです。当初は国が県の法運用を違法と争っているのに、いつの間にか攻守が逆転する。こんな恣意的な法運用は容認されてはならないのです。

山田健吾——実体審査の拒否を可能としたのが、裁決の終局性です。取消裁決の拘束力を持ち出せるのは、その取消裁決を国も最高裁も終局的だということを前提にしているからこそだと思います。

本来だったら、大浦湾の軟弱地盤を理由とする理立変更不承認について裁判でその適否を争えばいいものを、国がこの問題を行政不審査過程の中で決着をつけ、最高裁は、取消裁決はもう争えないのだということを前提にして話を進めていったということになります。

これは、早稲田大学の岡田正則教授が最高裁判

決（辺野古訴訟一覧表⑧）に対する判例批評で指摘していますが、その取消裁決を終局的なものとして審理を回避するものであって、それは憲法76条2項に抵触することになります。そこをもっとしっかり指摘していく必要があると思います。

徳田博人——この判決の最高裁の調査官解説を読むと、今回の判決は、当時の大田昌秀知事が1995年に軍用地の契約更新を拒む地主に代わって知事が署名する代理署名を拒否し、国から訴えられた、いわゆる代理署名訴訟の最高裁判決を踏まえていると書かれています。1996年8月28日に判決を下した最高裁は、職務執行命令を行政機関が行った場合に、職務執行命令の行政判断に優越性を認めていませんでした。行政機関と行政機関の上下関係のあるような機関委任事務制度の下での職務執行命令訴訟でさえも裁判所は国と自治体を対等な関係と理解していて、つまり一方に公益的判断を優先するという判断はしていないのです。しかし、この判決の最高裁は、実際のところそれを踏まえてないのではないかと考えています。取消裁決の拘束力を出すことによって、これを前提にして審査をするわけですから。しかも国土交通大臣が裁決をして、同じ国土交通大臣が是正の指示をする。そして、最初にあった裁決を前提に是正の指示をしているので、裁判所もそうしてくださいという。そうすると、結果的には裁判所は国土交通大臣の判断に優越性を認めたことになっているのではないかと思います。それを担保するためにこういう組み立てをしたかのように思えるのです。

山田健吾——行政不服審査法は、その処分庁と審査庁の関係が一般的な監督指揮関係にある場合、取消裁決の拘束力は取消判決の拘束力に近い、というよりはそもそも上級行政庁の監督権の行使にほかならないのではないかと思います。

最高裁が、取消裁決の拘束力については、一般的監督関係にある行政機関のレベルと国・自治体間のレベルとは異なることがないと言っていますが、これは大変問題で、そうしてしまうと結局、国・自治体間の関係がその監督関係と同じだということになってしまいます。

徳田さんがおっしゃったように、最高裁は行政不服審査法の仕組みに即して、国・自治体関係を説明をするわけですが、それは、結局、国・自治体関係を上下関係にあるとの結論を導くことになると考えています。

紙野健二——この問題は、2023年9月4日の最高裁判決は変更承認を求める是正の指示について関与取消訴訟において沖縄県の請求を拒けました。これを受けて、国は、9月19日には地方自治法245条の8に基づいて代執行手続を執り始めます。そして、県に対して承認を強いる代執行訴訟へと展開することになります。ここでの論点として裁決の拘束力が浮上します。山田さん、その点を述べてもらえますか。

山田健吾——代執行訴訟についてトータルに何か言えるわけではないのですが、最高裁は取消裁決の拘束力を用いて是正の指示は適法と言っているわけですが、その際に、変更不承認処分が適法か違法か、一言も触れていません。

にもかかわらず、代執行訴訟について審議した福岡高裁（辺野古訴訟一覧表⑭）は、あたかも変更不承認処分が違法だと確定していると判断し、代執行の法令違反要件の充足を認めたと思います。

このように代執行訴訟で違法性の審理をしないというようになってしまうと、代執行訴訟が持っていた自治権保護の機能というものが、狭められてしまうのではないかと危惧しています。自治権保護のための代執行訴訟を、どのように解釈として展開するかということを考えなければいけないと思っています。

紙野健二——代執行訴訟ですが、最高裁はその要件該当性の審査さえ放棄をするのです。いくつかの局面で、地方自治がもろに問題になり、やはり団体自治と住民自治の側面で見るとよくわかりました。地方分権改革で払拭したはずの機関委任事務的亡霊が、まだ裁判所の中で生きていたのです。加えて、住民自治に対する認識の全くの欠落により審査の対象にすらならない。こうした経緯のなかで住民投票が行われました。確かに、仲井真知事や翁長知事の時代では、まだ正式な住民

投票というのは行われていませんでしたが、その後、住民投票が実施されました。その結果は、改めて申し上げることもないかと思えます。法的拘束力の有無はともかく、反対が民意であるということは、それはもう明らかだと思います。それを無視するかのような法律論が展開されていくわけです。ここに最高裁の地方自治の無理解と貧しさがあるように思われます。みなさん方からの意見ををお願いします。

榎原秀訓——住民投票をどう考えるか一言触れさせて下さい。一般論としては、住民投票の結論が出たからといって、それを法的にどう使うかは結構難しいところがあるのではないかと思います。しかし、埋立承認における、一号要件（公水法4条1項1号で定められた「国土利用上適正且合理的ナルコト」という要件）に関わる最初の埋立の必要性の段階を考えると、十分、住民投票の結果を考慮する余地があるように思えます。

今回の場合は、いったん承認がなされたので、住民投票の結果を考慮することが難しくなっている側面があります。軟弱地盤が見つかって、そのままでは工事ができなくなるので変更承認申請をすると、本当に正当な事由があるかどうか、また再度要件を満たすかどうかを審査することになります。一般論としては、はじめに承認した段階で、すでに一号要件、二号要件（同法4条1項2号で定められた「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」という要件）について、審査をしているので、簡単には覆せないという枠組みになっていると考えられます。通常の工事の変更は結構行われており、その変更は、そんなに大規模なものではないので、基本的な枠組みが根本的に変わるという性格のものではないと思います。

ところが、今回の辺野古のケースの場合、時間や規模の要素はすごく大きくて、基地を一定期間使ったら日本に返還することになっているはずなのに、そういう時期もはるかに過ぎている、杭を何万本も打ち込むが、軟弱地盤の改善に本当に足りているかどうかはわからず、できるかどうかはわからない。そうすると、埋立変更と言っている

ものの、実際には単なる変更というよりは、はじめの承認に近い、そういうケースではないかと考えられます。

これとの関わりで、都市計画法における開発許可を調べてみると、はじめの許可は簡単に取っただけで、変更の段階で大規模な修正を行うということがあります。しかし、これは悪徳業者がそういう手法を使うようなので、簡単に認めるのはダメだという、こういった見解が示されています。今回の国のケースは、限りなく悪質業者の手法に近い。辺野古における工事の変更承認申請は限りなくはじめの承認申請に近いケースと考えられるので、通常の場合よりも、住民投票の結果を考慮することができる余地が大きいのではないかと思います。

徳田博人——私の方から3点指摘しておきます。第1点ですが、住民による辺野古の裁判もあって、その争点のひとつにやはり軟弱地盤の問題があります。B27地点というところに、深さ90メートルに軟弱地盤があるのですが、沖縄防衛局が沖縄県に提出したのが深さ70メートルまでのデータでした。沖縄県は、沖縄防衛局がそのデータを提出した際に、さらにB27地点の力学試験をしたデータの提出を求めました。その力学試験にかかる費用も、全体の埋立費用から比べると、本当に微々たるものでしかないようです。

しかし、沖縄防衛局はこれをする必要がないと主張したのですが、その根拠となったのが先ほどの審査基準は最小限度でいいのだと。つまり、本来慎重にもっと調査しないといけないことを、しなくていいのだといって正当化する。そして、裁量基準というのは、そういう事実を調査して、一番いい方法を探さないといけないのに、それをしなかった。そういう技術的な問題があるなと思います。

そこに着目して、住民は今なお訴訟を提起しています。

一番許せないのは、これが争われた裁判所で、福岡高裁は、付言において今後も、同様な訴訟が提起されると思うと、つまり軟弱地盤の問題は実質解決できてないと認めているのです。そして、

実際に沖縄防衛局は、沖縄県との紛争がすべて終わった後に、念のためと言ってB27地点を調べているのです。しかし、何のために調べたかは、今のところあやふやにしています。つまり、沖縄防衛局自身が、本当に工事ができるのかどうか、まだ確信まで至っていない。そうしたなかで、福岡高裁もそういう不安があるから、付言で今後も、同様な訴訟が提起されるかもしれないと言っています。

柿原さんがおっしゃった、審査基準を固定化したことの問題点が非常に大きな問題かと思っていて、これが今後も続いているということです。

第2点ですが、その司法の審査の仕方です。非常に問題だなと思ったのは、価値論抜きの判決をしているということです。

たとえば、普天間基地が世界一危険なので移転しますと言っています。つまり人の命に関わるので、憲法では「切り札としての人權」と言われているものとして、取り返しのつかない、生まれながらの生命、身体に関わるものなのだということを言っていて、だから、辺野古に移転するのは仕方ない、こう言うのですが、しかし、辺野古の方にも小学校、中学校があって、人權の問題にもかかわらず、どちらに住んでいる人が多いのか少ないのかというふうに入権の質的な問題を量的な問題に変えてしまっていて、政策的な問題で処理しているという気がして、これも許せない気持ちになります。

第3点は、関与との関係で言わしていただくと、沖縄では地方自治とか民主主義がうまく機能していると思います。本来、それが問題であれば、沖縄にいる住民が監査請求をするなり、議会が動くなり、その住民が訴訟を起こす。そして、司法は民主主義が機能しているところに介入するのは慎重でなければならないということになります。本来、司法は、民主主義が機能していない場合に積極的に動かないといけない。

それはなぜかという、裁判所自身が選挙で選ばれていないわけですから、民主主義がうまく機能しているところ、していないところというのは判断して介入するかしないか、慎重でなければいけません。

これは、表現の自由に対する行政介入が争点となる場合には司法は積極的に関与するけども、経済的自由については、行政介入は民主主義で是正できるのでより緩やかに司法は関与するという「二重の基準」論も同様の発想です。こうしたいわば民主主義と法律学の理解が大切であって、特に民主的な基盤を持たない裁判所が安直に、しかも技術的に民主主義を壊すような、地方自治を壊すようなことをしてしまっているのです。ここで沖縄の声をとって言わせてもらおうと、辺野古の問題はまだ終わっていない、この問題は民主主義や価値の問題など非常に重要な問題がおろそかにされているということをぜひ知っていただきたいという気持ちです。

山田健吾——いま、価値の問題をおっしゃいましたが、この辺野古訴訟を通じても思うのが、そういう価値とか法原則が蔑ろにされているということです。

裁定的関与に重ねて関与としての是正の指示というものが行われなかったことを裁判所が全く問題視していません。地方自治法や行政不服審査法の条文だけをみれば、裁定的関与に重ねて是正の指示をすることは禁止されていないかもしれませんが、やはりそこには法原則ないし法原理というものがあって、その観点からすれば、裁定的関与と是正の指示を重ねてすることは違法といえるのであって、裁判所はそういうことに全く見向きもしないで、国側の主張を認めてきたと思いました。

紙野健二——みなさんの辺野古問題への思いがよく伝わってきました。最後に2点指摘して、本日の座談会を終えたいと思います。

一つは、行政官僚制の病理の問題があるのです。事業者は沖縄防衛局とされ、承認権限は法定受託事務であり知事に対しては国の機関として国交省が関与します。そして官邸の機能です。辺野古問題に対応する官僚の移動と関与は派遣裁判官の応援も得て大規模になされてきました。県外ではなく辺野古に基地を作るという方針は橋本政権で決め、民主党の鳩山政権を経て2013年頃以降、安倍菅政権がその推進の実務を担います。象徴的な出

来事は漁業法の解釈の変更でした。岩礁破碎差止訴訟（辺野古訴訟一覧表⑤）が提起されたのは沖縄防衛局による無許可の岩礁破碎工事を止めるためだったのですが、無許可の岩礁破碎工事は従来の漁業法の解釈が変更されたことで可能となりました。ところで、無許可工事が始まる前に2017年3月に安倍官邸で防衛省整備計画局長、水産庁長官、辺野古訴訟国側代理人の定塚誠法務省訟務局長、和泉洋人首相補佐官らが参加して、岩礁破碎や漁業権放棄をめぐる協議がされたのです。この過程の不明朗さと不可解さはつとに指摘されてきたところですが、司法権のありようとリンクするのです。

これがもう一つの問題、すなわち県の処分に対する審査を一貫して回避してきた司法権の能力への疑義です。事務総局による裁判官配置はさておきとして、ここでの審査の消極性の法技術的構成、その成否および帰結についてはアカデミズムにお

いて冷静に議論してほしいものです。その際、この辺野古訴訟の特殊性を十分理解し、既存の判例を安易に当てはめることのないように、そして適用すべき法律が見あたらないことを、やはり安易に立法論として切り捨てることなく、憲法や地方自治法の基本的考え方を踏まえた解釈論の提起をお願いしておきたいと思えます。

この二つの意味において辺野古訴訟はこの国の行政と司法の病理の深刻さを露呈していたのです。訴訟における論点の技術性を超えて、このことを見抜く必要があるのですが、そこまで両者を追い込んだのは、何よりも翁長・玉城県政の粘り強い戦いの成果であり、これを支えた弁護団、さらには県民の力だったと思えます。

工事の困難さは、これを正当化する空しい法論理にかかわらず、ますます明らかになっています。辺野古の戦いは終わっていないのです。